

## 証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条の規定により、次の各号に掲げる者(以下「証人等」という。)に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項の規定により、選挙管理委員会に選挙人その他の関係人として出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項の規定により、議会に選挙人その他の関係人として出頭した者</p> <p><u>(3) 法第199条第8項の規定により、監査委員に關係人として出頭した者</u></p> <p><u>(4) 法第109条第5項、第110条第5項及び第251条の2第9項の規定により、公聴会に利害關係人又は学識経験者として参加した者</u></p> <p>(5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により、公平委員会に証人として出席した者</p> <p><u>(6) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</u></p> <p><u>(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるものを除くほか、市の機関の要請により出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条の規定により、次の各号に掲げる者(以下「証人等」という。)に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項の規定により、選挙管理委員会に選挙人その他の関係人として出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項の規定により、議会に選挙人その他の関係人として出頭した者</p> <p><u>(3) 法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に利害關係人又は学識経験者等として参加した者</u></p> <p><u>(4) 法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、参考人として出頭した者</u></p> <p><u>(5) 法第199条第8項の規定により、監査委員に關係人として出頭した者</u></p> <p>(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により、公平委員会に証人として出席した者</p> <p><u>(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</u></p> <p>(8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</p> <p><u>(9) 前各号に掲げるものを除くほか、市の機関の要請により出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</u></p> <p>以下省略</p>